

ERIの構造Q&A

高さ60m以下の免震建築物を計画する場合、構造設計一級建築士の関与が必要ですよね？



いいえ、不要です。
高さ60m以下の免震建築物の場合は大臣認定取得にかかわらず法20条第1項第三号または第四号となるため、構造設計一級建築士の関与は不要なんです。なお、安全証明書の写しが必要になります。



【補足】

高さ60m以下の免震建築物が法20条第1項第三号又は第四号になることについて

免震建築物は、構造方法に関する補足である**令第80条の2第二号**に規定された「木造、組構造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造以外の建築物」とされています。

従って、構造耐力を規定している**法第20条第1項**の建築物の区分は、**同項第二号**本文中の構造種別、**令第36条の2**に示される組構造、補強コンクリートブロック造や併用構造及び国土交通大臣が指定する建築物（**平19国交告第593号**）のいずれにも該当しません。

上記より、高さ60m以下の免震建築物は、**法第20条第1項第二号**に該当することではなく、結果として**同項第三号又は第四号**に該当することになります。

が脱お地い何
あ落よ震ないも
りすびなと、対
ま衝な策を
すお撃の震
そで動
れ

特定天井とは

吊り天井は

吊り天井とは、スラブの下に吊り下げた天井材を指します。

てれし令お
いばな3答
まらな9え
す。うに
ないよ
いしり
とさな
脱れ
け落

は安建
あり全
ませ性
せん基
か。法
。関
。天
規井
定の

危険です
あーっ

(注) 令39条3項および平成25年告示771号より

⑤質量が2kg/m²を超える

③高さが6mを超える

④面積が200m²を超える

①吊り天井である

②人が日常立ち入る場所

とす次は
いるのい
天井す
をれに
特定
天井
に該
当

「特定天井」とは、どのような天井で

「特定天井」とは、認定を受ける必要がない構造方法です。

「特定天井」は、認定を受ける必要がない構造方法です。

編集後記

先日、伊勢神宮 内宮・外宮に行きました。森林に囲まれた参道、澄んでいる五十鈴川の風景に、心身共にリフレッシュすることができました。



宇治橋から眺めた五十鈴川



おかげ横丁 豚捨さんの 牛丼